

岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金実施要領

令和 5 年 10 月 23 日決裁

令和 7 年 4 月 21 日決裁

1 実施目的

家庭における電気料金の負担を軽減し、省エネルギーの促進及び温室効果ガスの排出削減を図るため、岐阜市省エネ家電購入支援事業を実施する。

2 事業の実施

本事業は、「岐阜市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱」（令和 5 年 10 月 23 日決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

3 事業期間

要綱第 2 条第 3 項に規定する「別に定める期間」（以下「事業期間」という。）は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。なお、事業期間のうち、補助対象製品の購入期間を(1)に、申請の受付期間を(2)に示す。

(1) 補助対象製品の購入期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

(2) 申請の受付期間

令和 7 年 6 月 2 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

4 申請書の提出方法

申請書の提出方法は、オンライン申請、郵送又は持参の方法による。

5 申請書の受付時間

(1) 持参による申請書の受付は、受付期間内の平日（開庁日）午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

(2) オンライン、郵送による申請は、受付期間内の平日（開庁日）午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までに申請書の受取りが確認できた時点で受け付けることとし、平日（開庁日）及び休日等の開庁時間外に申請されたものについては、次の開庁日の午前 8 時 45 分以降、受取りが確認できた時点で受け付けることとする。

6 申請書の提出期限

(1) 上記 3(2)の規定にかかわらず、要綱第 6 条により申請のあった補助金の額の総額が予算の範囲を超えた時点をもって、提出期限が到来したものとみなす。

(2) 前項の規定にかかわらず、複数の申請書が同日（前開庁日の午後 5 時 30 分以降（この間休日等を含む場合あり）当開庁日の午後 5 時 30 分まで）に提出され、その審査過程において申請のあった補助金の額の総額が予算の範囲を超えた場合にあっては、同日に

提出のあったすべての申請書について、提出期限前に提出のあったものとして取り扱う。
(3) 申請期限が到来した場合にあっては、速やかに市ホームページに情報を掲載し、これを周知する。

7 抽選

前記 6 (2) の場合にあっては、抽選により審査する申請書の順を決定し、その順により要綱第 7 条に定める交付決定等を行う。

8 申請書の返却

補助金の交付を受けようとした者から申請書の取下げの申出があった場合を除き、申請書及び申請書に添付された書類は返却しない。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。